

道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書

道路は、地域の発展や経済社会活動を支える最も重要な社会基盤であるとともに、防災ネットワークの構築により住民の安全・安心を確保することからも、その整備・充実が求められている。

これまで、本市においては、国、県及び市道の整備を軸とした都市基盤整備を順調に進めてきたものであるが、安全で円滑に通行できる地域間幹線道路や生活道路の整備が急務になっていることに加え、自然災害に対する事前防災・減災対策、通学路の安全対策や既存道路のインフラの老朽化対策など、まだまだ立ち遅れている状況にあり、これらが新たな課題となっている。

現在、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「道路財特法」という。）の規定により、交付金事業の補助率が嵩上げされているが、この特別措置は平成 29 年度までの時限措置となっており、このままでは、地方創生に全力を挙げて取り組んでいる野々市市にとっても、この時期に特別措置が終了し、補助率等が低減することは、今後の地域づくりに影響を及ぼし、活力の低下が懸念される場所である。

自主財源に乏しい地方自治体にとっては死活問題でありますので、国におかれては、道路財特法の補助率等の嵩上げ措置について、来年度以降も迅速かつ着実な長期安定的な道路整備の推進により、地域の活性化が図られるよう平成 30 年度以降も引き続き、現行制度を継続されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

(平成 29 年 9 月 27 日 可決)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
国土交通大臣
内閣官房長官

あて